

お知らせ

鴻巣市発注工事の請負代金内訳書における法定福利費の明示について (鴻巣市建設工事請負契約約款を改正します)

1 内容

鴻巣市と契約を締結する建設工事において、契約締結後14日以内に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」という。)に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出が必要となります。

※請負代金内訳書の様式及び記入例については【鴻巣市ホームページトップページ>ビジネス・産業>入札・契約>鴻巣市建設工事請負契約約款様式集】に掲載しています。

2 内訳明示する法定福利費の計算方法について

国土交通省では、内訳明示する社会保険料の対象や計算方法について、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」の中で説明していますので参考にしてください。

【掲載場所】

国土交通省ホームページ

●「請負代金内訳書への法定福利費の明示」 <http://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>

●「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」 <http://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

○鴻巣市建設工事請負契約約款第3条を次のように改正

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

2 実施時期

契約締結日が平成30年4月1日以降の当初契約から適用します。

問い合わせ先 : 鴻巣市総務部契約検査課
電話番号 : 048-541-9255(直通)